

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定す

るものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

点検要領

樋門陸閘等点検業務（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。
ただし、この要領に定めのない軽微な事項については、受託者（以下「乙」という。）は委託者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

1) 目的

本要領は樋門陸閘等の施設を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として保守点検を実施するものである。

2) 点検箇所

美波管内における港湾管理者が所管する樋門陸閘等（48箇所）

3) 点検内容

イ：「ダム・堰施設技術基準（案）」及び「水門鉄管技術基準」等に準じ、監督員と点検項目について協議の上、点検を実施すること。

なお、点検作業員は、十分な知識と経験を有する者でなければならない。

ロ：操作人が存在する箇所は、立会のもと作業を行うこと。

ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

ハ：点検記録として、点検結果、異常箇所、原因ならびに対策を記入した記録表を作成するとともに、修繕に要する費用を算出すること。

なお、記録表には状況写真を貼付し、異常箇所がある場合は拡大写真を貼付し、異常の程度が把握できるようにすること。

ニ：点検対象は、設備全般であることから付属設備の目視点検まで行うこと。

また、点検方法は、外部からの目視及び分解を伴う内部の目視のほか、必要に応じて点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）による点検を行うこと。

また、点検に伴う簡易な給油脂を行った後、管理運転（ゲート全開・全閉を行う総合操作）を行うこと。

ホ：乙は、常に現場作業及び周囲の通行人の安全に留意し業務の実施に努めなければならない。

4) とりまとめ要項

4-1. 点検箇所一覧表

番号順に港湾名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施行年月日等を可能な限り記入する。

4-2. 位置図

各港湾ごとに位置図を作成し、管理番号を表記して施設の位置が確認できるものとする。

4-3. 状況写真

全景、各設備（扉体、巻き上げ機など）、点検状況（分解、腐食ほか）、異常状況が詳しくわかるものを添付する。特に、内部構造等に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所がわかるよう写真撮影し、貼付写真には内容がわかるよう詳細内容を明記する。

4-5. 点検結果

物理的にどこに不具合があるのか、機能的にどのような不都合が生じるのかを明記し、修繕若しくは交換に要する費用の見積り書を作成提出する。なお、同様の箇所が複数存在する場合は、理由を付して優先順位も整理すること。

4-6. その他

- ・点検過程において、ネジ等に塗装剥がれが生じた場合などは同色ペンキで補修し、バッテリー液等に不足があれば補充しておくこと。
また、操作人が存在し操作盤が建屋内に設置されている箇所については、電球等消耗品をストックしておくこと。
※電球等消耗品をストックした場合は、見積り書を提出すること
- ・成果品については、紙媒体1部（港湾担当）、電子媒体2部（管理担当、港湾担当）を提出すること。